

令和5年(う)第24号 電子計算機使用詐欺被告事件

(原審：令和4年(わ)第69号 電子計算機使用詐欺被告事件)

被告人 ■ ■ ■

控 訴 趣 意 補 充 書

令和5年11月12日

広島高等裁判所第1部 御中

弁 護 人 山 田 大 介

弁 護 人 永 井 翔 太 郎

弁 護 人 関 口 慶 太

弁 護 人 齋 藤 理 央

上記被告人に対する頭書事件について、控訴答弁書の主張を受けて、以下のとおり補充して主張する。

第1 「虚偽の情報」について

1 本書の概要

本書において、弁護人は、控訴答弁書における「虚偽の情報」についての検察官主張を受けて、当該論点についての検察官と弁護人の主張の対立点を明らかにし、控訴答弁書における検察官主張は成立しないことを示す。

2 弁護人と検察官の対立点

(1) 弁護人と検察官は、電子計算機使用詐欺罪における「虚偽の情報」について、「虚偽の情報とは、電子計算機を使用する当該事務処理システムにおいて予定されている事務処理の目的に照らし、その内容が真実に反する情報」をいい（東京高判平成5年6月29日）」とする事に争いはない。

その上で、被告人が電子計算機に与えた「情報」は、端的に表現すると、「デビットカード情報を利用して決済代金の支払委託をする」、「預金口座から決済代行業者の預金口座に振込を依頼する」と解されることに概略争いはないと考えられる。

この点、検察官は、「真実性が問われる情報は、控訴趣意書にあるような振込金額等そのものではなく」などと主張し、原審から繰り返し、あたかも弁護人が単に入力された情報それ自体に形式的な虚偽がなければ「虚偽の情報」に該当しないと主張しているかのような論述を行うが、典型的な藁人形論法である。

(2) つまり、弁護人と検察官の真の争点は、「預金口座から決済代行業者の預金口座に振込を依頼する」と解された被告人の入力した情報に、いかなる情報まで取り込んで実態との乖離を判断するかという点である。

電子計算機を介した取引が日常的となっている現代社会において、電子計算機を通しさえすれば、実際に入力されておらず、「当該事務処理システム」において全く処理されていない情報も広く含んで被害者側から観て何らかの乖離があれば、「詐欺罪」と同等の処罰を受けるとすると、国民

の行動の予測可能性を大きく害し、行動の自由を大幅に制約し、罪刑法定主義（憲法 31 条）の要請に反する。すなわち、「虚偽の情報」の中に当該預金債権の成立した背景事情まで取り込むことは行き過ぎであり実際の銀行取引実務にも反する。例えば、ある振込によって成立した預金債権が不法原因給付によって無効であるとか、錯誤によって無効であるとかの振込の原因の法的性質までは通常銀行取引に必要な情報とされていない。

したがって、社会通念上も「虚偽の情報」にそこまでの情報を読み込むと国民は到底予測できない。そうであるにも関わらず、誤振込であり原因を欠いているとかの預金債権成立の背景事情まで「虚偽の情報」の対象として読み込んでしまうと国民の予測範囲を大きく超えて処罰範囲が拡大する。このような事態は憲法 31 条で定められている罪刑法定主義の要請に明らかに反するというべきである。そこで、憲法 31 条に反する事態を避けるために罪刑法的主義に適合的に「虚偽の情報」の意義を過度に拡大しない解釈をすべきである。

弁護人は、この点について、本件において実際に入力された情報、当該情報が「当該事務処理システム」においてどのように処理されているかを検討した上で、「当該事務処理システムの目的」を示し、また、平成 8 年判決からも、現に有効に成立している預金債権成立の経緯について、「虚偽の情報」の対象に含まれないと主張しているのである。

(3) この点、検察官は、「次に、この与えられた「情報」の内容に主体に係るものが含まれているかどうか問題になる。」（控訴答弁書 36 頁）とする。

そして、「主体」に関するものが含まれることから、「「情報」の内容を正当な権限を有する者の行為と捉える」と主張する。

しかし、この点について明らかな論理の飛躍が存在する。

検察官の引用する「次に、この与えられた「情報」の内容に主体に係る

ものが含まれているかどうかが問題になる。」という一文は、検察官が控訴答弁書に添付した添付資料3（平成18年判決の調査官解説）にほぼ同内容の1文があり、そこからの引用と考えられる。そこで、該当部分を正確に引用する。

「次に、上記与えられた「情報」の内容に申込みの主体に係るもの（クレジットカードの名義人本人によるものであること）が含まれるかどうか

が問題になる。」（控訴答弁書添付資料3 69頁 下線部弁護人）。

上記のとおり、明らかに括弧書き部分（弁護人が下線を引いた部分）が省略されていることが分かる。

そもそも、控訴答弁書添付資料3は、クレジットカードを名義人以外の者が当該クレジットカードを利用した事案であるところ、上記引用部分にいう、「申込みの主体に係るもの」とは、「（名義人本人によるものであること）」、つまり、カードの名義人と「情報」入力者の人格の同一性に係るものである。

思うに、インターネット取引において、パスワードを入力させることは、「名義人本人による入力」であるかを確認するために行われているものと解され、当該事務処理の目的は、名義人と情報入力者の人格の同一性を確認することである。したがって、「申込みの主体に係るもの（クレジットカードの名義人本人によるものであること）」が、「与えられた「情報」」に含まれるとするのは自然な解釈である。

ところが、検察官は、当該引用部分をあえて省略して引用することによって、「申込みの主体に係るもの」という言葉を、原意とは全く異なった、「正当な権限を有する者」と読み替え、自論を正当化しようと試みている。けだし、およそ拡張解釈の限界を超えた詭弁といわざるを得ない。

(4) ここで検察官のいう「正当な権限を有する者」という概念は、①権利者と情報入力者の人格の同一性の外、②権利者ではあるものの、その権限に

何らかの制約がある状態を含む概念であると考えられる。そして、②－1 権利の成立自体に問題があるものに加えて、②－2 権利自体は成立しているものの、権利行使上の制約（手続上の制約、権利の濫用、取引停止事由の3つを含む。）があるものまで含んだ広い概念であると考えられる。場合によっては、③その他、事前事後のあらゆる情報を総合判断し、何らかの理由で正当な権利者と考えられない者までも含むおそれさえある。

この点、平成18年判決およびその調査官解説は、①のものについての判断であり、その射程はそれ以上には及ばない。加えて、検察官の解釈は「虚偽の情報」として国民が予測できる範囲の情報を遥かに超えた情報まで読み込もうとするものであるから、罪刑法的主義（憲法31条）に正面から反するというべきである。

(5) そして、検察官は、本件における「情報」に、「申込みの主体に係るもの」＝「正当な権限を有する者」という情報が含まれる根拠を縷々記述する（控訴答弁書36頁ないし39頁）。

そこで、弁護人は、当該根拠に対して、検察官が混同させて論じている、①権利者と情報入力者の人格の同一性の問題と、それ以外の問題を分離して個別に検討する。

ア 検察官は、「世間一般の常識としても、銀行の預金口座から払い戻すときは払戻しを受ける正当な権限を有する者の行為であることが当然の前提となっている」とする。

なるほど、世間一般において、「銀行の預金口座から払い戻すとき」、特段の事情がない限り、預金名義人本人の行為であることが当然の前提となっているといえる（上記①の問題）。しかし、「世間一般の常識」として、「銀行の預金口座から払い戻すとき」、その預金成立の原因関係に瑕疵がないことまで当然の前提となっているとは考えられない。むしろ、平成8年判決は、逆の結論を導き出す。

イ 検察官は、三菱UFJ銀行の普通預金規定第6条は、「預金の払戻し」を定め、

第1項で

「この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証）により記名押印（または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証記入）して通帳とともに提出してください」

第2項で

「前項の払戻しの手続に加え、この預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当行所定の本人確認資料の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。」

と規定していることから、「預金者に対し、払戻しを受ける際に正当な権限を有することを求め」ていると主張する。

しかし、ここで定められている確認手段は、「払戻請求書に届出の印章（または署名、暗証の届出がある場合には署名・暗証）により記名押印」すること、「当行所定の本人確認資料の提示等の手続」などと、いずれも「本人確認」つまり、上記①の問題なのである。ここで定められている確認手段によって、人格の同一性の問題の外、預金契約成立時の原因行為の有無など確かめようがない。当該規定や、当該規定にいう「正当な権限を有する」とは、①の問題に他ならない。

そもそも、当該規定によって、直接に、誤振り込みされた者を、「正当な権限を有する者」ではないと認定できるのであれば、平成15年判決が信義則上の告知義務を持ち出し有罪の結論を導き出したことは、すべて無駄な議論であったこととなるのであり、検討の余地もない。

ウ 検察官は、「三菱UFJ銀行の普通預金規定第16条、普通預金規定の

適用を受ける預金者に対して、各種サービスの1つとしてインターネットバンキングのサービスを提供すると規定している。」ことから、「当然のことながら、インターネットバンキングを利用した場合においても預金口座から出金する際には、行為者が払戻しを受ける正当な権限を有していることが前提である。」と主張する。

しかし、当該規定は、記名押印等の方法に代わって、「暗証」による本人確認を行う旨定められているものである。その上、「暗証」による本人確認を行うのみで、それ以上の調査は行わず、むしろ、「暗証」が一致した場合の免責までが定められている。

これらの規定は、①権利者と情報入力者の人格の同一性の問題についての規定であることは明らかであり、むしろ、銀行が、インターネットバンキングにおいて、それ以上の調査を行っていないことの証しでもある。

エ 検察官は、三菱UFJ-JCBデビット会員規約を自説の根拠として挙げるが、「当然」主張をするだけで、自説の根拠となる具体的引用部分を指摘できていない。むしろ、検察官の主張は根拠薄弱であることの証左である。

オ 検察官は、「三菱UFJ銀行の関係者によれば、窓口における払戻しだけでなく、インターネットバンキングでも、デビット取引でも、行為者が正当な送金、引落しの権限を有していることが当然の前提で、正当な権限に基づかない取引は、利用停止措置を講ずることになるとするから（甲9号証8頁、甲25号証1頁）、三菱UFJ銀行の実務において、実際にもこれら定型約款どおりに運用されていると認められる。」などと主張する。

しかし、「正当な権限」云々という抽象的な話をするものの、実務一般として、原因関係のない預金債権一般について、「利用停止措置を講ずることになる」などという運用は行われておらず、そのような証拠の提出も

ない。

また、「これら定型約款どおりに運用されている」などとするが、先述の通り、検察官が指摘した定型約款の規定は、いずれも、①権利者と情報入力者の人格の同一性の規定であるか、無関係な規定であるかのいずれかであって、個別検討すれば、①とその他の問題をあえて混同させて拡張解釈しようとする検察官の論旨は、到底採ることが出来ない。

(6) 検察官は、被告人の行為について、「払戻しを受ける正当な権限を有する者による振込依頼等であるように振る舞う意思に基づくもの」とする。

しかし、そのような意思は証拠上認定できないし、実態を観ても、被告人に、「正当な権限」などというものを装う意思や行動はなく、また、被告人の自宅から三菱UFJ銀行宇部支店は非常に遠く、通常の使用において銀行窓口での払戻しを利用することは考えられず、常日頃からインターネットバンキングを使用していたのである。

また、「虚偽の情報」は、客観的構成要件であり、事実概念である。行為者の主観によって、「情報」が虚偽になったりならなかったりするようなものではない。

(7) 小括

「虚偽の情報」についての検察官と弁護人の対立点は、「情報」を形式的に判断するか実質的に判断するかの対立ではなく、情報を実質的に解釈して「デビットカード情報を利用して決済代金の支払委託をする」、「預金口座から決済代行業者の預金口座に振込を依頼する」とすることに概ね争いはない。

その上で、原審及び検察官は、本件における入力された情報に「正当な権限」などという曖昧かつ広範な情報の入力が含まれると認定する。

弁護人は、それに対し、

A インターネット取引一般に「正当な権限」などという曖昧かつ広範

な情報が当然に含まれると解することはできないこと。

B 具体的事実認定としても、本件において、被告人が入力した情報に、預金契約成立についての原因関係がないこと、誤送金についての告知義務を果たしていることなどという個別の情報は含まれないことの各点を主張しているのである。

弁護人は、原審弁論要旨、控訴趣意書において、原因関係の有無が情報に含まれないことを論じた。電子計算機使用詐欺罪は、電子計算機は錯誤に陥らないことから、詐欺罪に定める「欺く行為」、「錯誤」等の要件を、「虚偽の情報」という要件で処罰範囲を限定しようとする罪である。「虚偽の情報」という要件に、「正当な権限」などという抽象的な概念を当然解釈によって読み込み、処罰の範囲を不明確に拡張すべきではない。

また、本件と平成15年判決の場合とは、銀行が誤振込の事実を知っており、また、調査等手続きも進行していたなど事案も異なるのであるから、窓口の場合との共通の結論にこだわる必要もない。

第2 意見書について

原審の判断については、本書面別紙のとおりこれを否定する複数の意見書が存在する。なお、各意見書の作成方針について弁護人は関与していないこと、各意見書はいずれも同趣旨の判例評釈が意見書の筆者により公表されていることを付言する。

以上